

第1回千葉県特定外来生物(アカゲザル) 防除実施計画策定検討会次第

日 時 平成18年7月10日(月)
午後1時30分から
場 所 プラザ菜の花 3階「菜の花」

- 1 開 会
- 2 自然保護課長あいさつ
- 3 仮議長選出
- 4 会長あいさつ(会長選任後)
- 5 議 題
 - (1) 千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会設置要領について
 - (2) 千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定方針について
 - ① 防除実施計画について
 - ② アカゲザル等への取り組みの経過について
 - ③ 和歌山県でのタイワンザルの防除事例について
 - (3) 千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定作業部会設置要領について
 - (4) その他
- 6 閉 会

発 言 要 旨

【自然保護課長挨拶】

外来生物法の施行に伴い県では、アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメの防除に取り組むこととした。アカゲザルは交雑が進んでおり、特に緊急性が高いとして防除事業を実施している。効率的な防除のために法による「防除実施計画」の策定が急務であり、検討会で防除方法等を議論いただき、合意形成を図り防除を実施していきたい。

アカゲザルの防除により、房総のニホンザルの地域個体群を保護し、生物多様性に富む千葉県づくりに力添えをいただきたい。

【議題1】

事務局

設置要領が承認され会長が決定するまでの間、富谷委員に議長を依頼

議長(富谷委員)

議題1について、説明を求める。

事務局

千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会設置要領について説明

議長

議題1について、意見を求める。

(特に意見なく原案どおり決定)

議長

設置要領第2条により会長候補について意見を求める。

委員

会長はサルの専門家である丸橋委員にお願いしたい。

議長

丸橋委員への意見について意見を求めたところ、

(異議なしの声)

(丸橋委員了承)

議長

設置要領第2条により副会長の指名を会長からお願いする。

丸橋会長

副会長は、サルの遺伝子解析の専門である川本委員にお願いしたい。

(川本委員了承)

議長

副会長は川本委員にお願いする。

設置要領第6条により、公開について意見を求める。

(意見なし)

原則に基づき、公開を進める。これをもって議長の任を解かせてもらう。

(傍聴人入室)

【丸橋会長挨拶】

外来生物法が施行され、その検討会が開かれるようになったことを幸いに思う。法律に基づく防除計画を策定して、防除を進めていく上で3点、お願いしたい。

このような作業については、地元の皆様の協力と理解が不可欠であるのでよろしくお願いしたい。

2つ目は、千葉県には粘り強い対策を継続していただきたい。

最後に科学的知見に基づいた有効な対策とその検証、モニタリングを進めていき、県民の理解を得られる対策と実効ある防除を進めていきたい。

【議題2】

議長（丸橋会長）

議題2について説明を求める。

事務局

議題2の②について説明

1 千葉県でのアカゲザル等への取り組みの経過について

- ・ 平成7年度 県南部で移入種サルの生息(集団)を確認
- ・ 平成9年度 外部形態からアカゲザル及びニホンザルとの交雑個体と推定
- ・ 平成12年1月28日 「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針」において外来種の排除の方針を決定

- 平成 13 年 12 月 大型檻による餌付けを開始
- 平成 14 年度 捕獲個体のミトコンドリア DNA 分析等により、アカゲザルであることが確定
- 平成 15 年 3 月 4 日 千葉県環境審議会に「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」を諮問、移入種を捕獲し生物多様性の確保を図る旨決定
- 平成 16 年 県南部及びニホンザル生息域において交雑個体を確認（川本ら 2004 霊長類研究）
- 平成 17 年度 9 月補正 外来種緊急特別対策事業実施を決定
- 平成 18 年 4 月 27 日 千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）検討会においてアカゲザル等は、別途検討会を設置することを決定

2 現在までの捕獲状況

有害鳥獣捕獲で 29 頭、学術捕獲（電波発信機装着後放獣）で 10 頭、計 39 頭の捕獲

3 現在の生息状況

平成 17 年度末現在、3 集団、350～380 頭

4 農作物等の被害状況

平成 5 年度から被害報告があり、拡大傾向、平成 17 年度は 2ha、2,577 千円

5 外来種緊急特別対策事業

特定外来生物であるアカゲザルを全頭捕獲することを目的として平成 17 年度から 3 ヶ年事業として実施

平成 17 年度

内 容：調査捕獲のための小型檻の設置、
既存大型檻による餌付け、調査（生息状況調査、個体分析、群追跡調査）

平成 18 年度

内 容：調査捕獲のための小型檻の設置、調査捕獲に基づく大型檻の設置及び捕獲（一部については電波発信機を装着後放獣）、調査（生息状況調査、個体分析、群追跡調査）

平成 19 年度

内 容：大型檻による捕獲、調査（生息状況調査、個体分析、群追跡調査）

議長

アカゲザルの科学的知見についての補足を求める。

委員

アカゲザルがニホンザルと大きく違うのは尾の長さ、毛の色のつき方。尾が長めで、下半身、腰の周辺から足にかけて黄色み、赤みを帯びており誰にでもわかりやすい。

生息域は西の端はアフガニスタン、東は中国までの広い地域。国内では動物園で見られ、群れで野生化しているのは房総半島のみ。問題はニホンザルとの交雑である。ニホンザルに近い外国のマカカ属は 19 から 21 種類に分類でき、これらは種が違うが動物園等では、別の種との間に子供が生まれ繁殖力を持つことがわかっている。和歌山ではタイワンザルとニホンザルの交雑が進行している状況。千葉の場合はアカゲザルとニホンザルとの交雑が進み子供が繁殖していると想像される。

この検討会では、アカゲザルに種を特定しているが、これ以外のサルを飼育していた可能性もあるので、地元の方から情報提供を願いたい。

（特に意見なし）

委員

今後の問題として可能性があるとのことで述べた。話としてはアカゲザルということで問題はないと思う。

議長

ニホンザルでないことは外見的にわかるが、遺伝的に確定できるのか。

委員

比較する試料が完璧とはいえないが、ある程度絞込みは可能

委員

対策についての要望はないが、被害はあるので対策を図っていただきたい。

委員

サル被害とは別に、マスコミが報道すると全国からインターネットに批判が舞い込む。駆除、防除という風当たりが強く、観光地であるのに悪いイメージを抱かれてしまう。どう考えればいいのか。

議長

啓発にあたると思われるので、防除実施計画策定方針で触れたい。

委員

外来生物法に基づいた防除事業であることをきちんと認識の必要がある。外来生物法は生物多様性条約に基づくもので、条約の外来種の対策が必要。日本の生物多様性を守るために外来種に対応するという理念に基づくものである。

鳥獣保護法の保護管理計画の流れとは違い、外来生物法の理念と求めるものを周知徹底しないと批判が出る。県としても法の求める理念、外来生物への対処をきちんとまとめていかなければならない。

アカゲザル以外の種について、未判定のものは国が科学的知見を収集して判定することになる。

議長

法に基づいて県はアカゲザル以外の事業も実施しているが、積極的な啓発をお願いしたい。それでは和歌山県の状況について報告、現場での補足的な説明をお願いしたい。

事務局

背景：和歌山市と海南市の境に位置する山林に、1954年に閉園した動物園からタイワンザルが逃げ出して野生化した。このタイワンザルの集団と周辺のニホンザルとの間で交雑が進んでいた。

これを受け、県ではニホンザル、タイワンザル及びタイワンザルとニホンザルとの交雑種を対象とした「特定鳥獣保護管理計画」を策定し、現在は有害鳥獣捕獲により捕獲を継続している。

生息状況：最大で4群、300頭近くが生息

捕獲方法：小型檻で捕獲したメスに電波発信機を装着し、行動域の調査を実施後よく利用される場所に大型檻を設置し捕獲を実施

議長

私から1点補足。和歌山の防除では、日本霊長類学会にとってもニホンザルの生物多様性の保全ということで重要な問題として捉えており、遺伝的解析、個体試料の回収・調整・分析等に協力している。今回の千葉県に関してもニホンザル、霊長類の保護は学会の重要な設立目標であるので協力していきたい。事業に関して来た人から何か。

委員

スタート時点で外来生物法というルールがなく、県事業として始めたことで議論があった。地元、愛護団体、県外の人等々、多様な意見を聞いて最後は県民のアンケートにより実施を決定した。非常に多くの議論があり県民の理解を得た上での実施であり、啓発・合意形成が重要である。

現在は、交雑が短期間に急激に進んでいる。交雑が進んでいる地域は、かなり決められた地域にまとまっている。関係者が心配しているのは、野生化した群れが外に散っていく可能性である。このサルの仲間のライフスタイルは、メスは生まれた群れから動かないが、オスは成熟して4,5歳になると自分の群れから外に離れていく習性がある。従って、遺伝的攪乱に一番関係するのはオスである。白浜から丘陵地帯に移動し、ニホンザルの群れと遭遇して交雑が広がっていく。和歌山では調査が十分でないが、外のニホンザルのメスと子供を残した例はない。

千葉が違うところは、既に丘陵地帯でニホンザルのメスが外来種のサルと思われるものと子供を残した点で、和歌山よりも拡散の事態が深刻かもしれない。これからの事業に併せ、モニタリングをニホンザルの生息地でもやっていったほうがいい。

事業成果のモニタリングをやっていく上には、県内の力だけではなく、県外の協力を得て、野生化したところだけでなく、ニホンザルの生息地でもやったほうがいい。さまざまな形で県外から関心を持って、協力をいただける方たちを頼みにして事業を進めていかなければならない

議長

ニホンザル生息域にも交雑個体が分散している点で、モニタリングの強化が必要という指摘
和歌山県の例でご発言があれば。

委員

檻の大きさはどれくらい？

事務局

和歌山の場合は、大きいもので周囲が100m

委員

捕獲方法も試行錯誤であったが、一時に設置しないで時間をかけて餌付けをしたことで、成功されている。どこでも成功するか否かはわからないが、そういう配慮が必要。

議長

和歌山では当初300頭生息していて、300頭捕獲してもその間に、増加して、また捕獲・・・して、ということを繰り返して、最終的な排除もまだ年数がかかると思われる。千葉の場合も参考になる。

委員

和歌山も現状の把握、それに基づく修復、どこがゴールであるかが、検討されている。どこまでやるかが難しい問題で国内では例がなく、和歌山の先行事例は千葉でも参考にしていけるべきである。

議長

具体的に議題（2）について検討していきたい。

事務局

外来生物法、アカゲザルの防除に関する公示、防除実施計画の例を説明

議長

このアカゲザルの公示に基づきこれから防除実施計画を策定していくことになる。その基本的な策定方針案について検討していきたい。

(背景について再度確認)

策定方針について

1 計画策定の目的

「アカゲザル等」については、既に全頭捕獲することが決定されて、科学的知見に基づき、幅広い関係者の合意形成を図りつつ法に基づく防除実施計画を策定し、効果的な捕獲を実施することにより生態系や農林産物に係る被害を最小限にとどめる。

これについて何か追加すべきご意見は？

(特になし)

それでは生態系、農林産物の被害を最小限にすることを目的とすることでご理解を得たということで進めていく。

委員

外来生物法は、環境省、農林水産省共管の法律で、今回、事務局が自然保護課であるが、農業被害もあり農林水産関係部局との連携が必要

議長

それについては、農林水産部から参加を得ている。

2 計画期間

計画期間は、環境大臣による防除実施計画確認後から平成20年3月31日までを当面の目標とする。ただし、計画の前提となるアカゲザル等の生息状況等の科学的知見に基づき、必要に応じ計画期間を見直すものとする。

これについて、何かご意見があれば。

委員

全頭捕獲が実施されれば被害はなくなると思うが、計画期間は20年3月までで目標を達成するという理解でよろしいか。

事務局

20年3月は、外来種緊急特別対策事業の事業実施期間ということで設定

委員

順応的管理に基づいて実施するが、計画期間で全頭捕獲を目指し、科学的な検証の中でモニタリング、フィードバックし、次のステージに残された課題を検討していくことになる。

委員

20年3月までの計画として全頭捕獲を目指すのが、難しい場合は見直すという理解でよいのか。

議長

国自身も法律の中で順応的な管理を掲げており、目標を達成する中でその時の状況にあわせ、管理を実施して目標を達成することが重要である。

委員

計画期間とは少し外れるが、今年度までの捕獲状況はどうなっているのか。

事務局

現在、テレメーターがついているのは、2個体、6月に1頭、群れのメスにテレメーターを装着

委員

アカゲザルは頭がいいのか。和歌山方式ではかからないのでは？

議長

科学的知見では食料の豊富な森が残っていることがひとつ、捕獲（餌付け）のための努力、和歌山ではみかんを食べることに慣れている、千葉の場合は何を餌付けの誘引にすればよいか、等の知見が十分でない。現場での捕獲努力についての発言があれば。

オブザーバー

昨年度は多量のみかんで試みたが餌付くことはなかった。いい森が残っており、昨年は特に餌が豊富で里に降りてくるのが少なく、全国的にもサルの被害が少なかった。このため餌付け、テレメーターの装着がうまくいかなかった。和歌山の方法が南房総で全く同じにできるとは思っていないが、アカゲザル・ニホンザル・タイワンザルは近い種であり、捕獲方法について大きな違いはなく、他の方法を採用した方がよいとの知見はでていない。

アカゲザルに合わせていく必要はあるが、大型檻をいい場所にゆっくり設置する必要がある。

委員

サルは頭がいいのかということだが、頭はいいと思う。外国の調査で、一時的に餌をまいて捕獲することをやっているが、一度リーダー格のサルに警戒されるとなかなか捕まらない。記憶力があり、群れの統率ということで警戒されてしまうと、再度の捕獲は難しい相手だという経験がある。

何回も繰り返し捕獲できているのが和歌山で、一向に入る気配がないのが千葉の状況である。この差が何かは、単に餌をまいているところに魅力を感じないのか、素朴に警戒しているのか、過去に苦い経験があり避けているのか、わからない。頭が悪くない動物であることを思って作戦を展開していかないと、簡単には防除計画をゴールに持っていくことはできない。場所の選定から始まって根気よく作戦を練って行かなければならない。

議長

和歌山で繰り返し30、40頭と取れているのは、なぜかということについて、体験からいかが。

オブザーバー

和歌山が違う点の一つはみかんの産地で生息地の4割が農地、それ以外も竹林でたけのこの産地である。この2つで10ヶ月間くらい食べられ、端境期がほとんどない。この外にモモ、ヤマモモ、シイなど食料が豊富。捕獲に適した時期は、みかんの前とみかんが終わり、たけのこが取れるまでの2回だけで、何年もかかりその時期に捕獲できるようになった。

二つ目は檻を設置するまでに餌付け、伐採、檻の設置と1年近くかけている。みかんの時期には、檻にみかんを入れても食べないのでメリハリをつけている。

千葉は、作物に被害の出る時期が限られているので、適期については調べながらやっていきたい。

議長

情報の交換という点からオスの扱いに何か工夫している点はあるか。

オブザーバー

配慮はしたいが、実際にはできない状況。一つ言えるのは、家系的に強い家族が先に入ると弱い家族

は入れない。ニホンザルと同じに上下の関係があるので、そのような社会面を考慮しているが、リーダー格のサルのコントロールはできない。

議長

捕獲の具体的な工夫については、現場とサルの情報が十分わかっていない中で即断できないが、サルの情報、群れの社会関係も含めた調査を進めながら適切に進めていくことが必要である。

委員

捕獲方法は拡散を防ぐために檻でやっているが、檻に限定しているのか。状況は和歌山と千葉は違うようであり、捕獲をやっている立場から銃器で撃つことではないが、外の方法を十分研究する必要がある。檻に固執する必要はないのではないか。テレメーターを装着する程度の数であれば、外の方法を試してみたほうがよいのではないかと。年々増えていくのであるから、10年後によい方法が見つかって遅い。捕獲の方法についても十分検討していただきたい。

檻以外ではわな、網など。考えられるのはわなである。大量の捕獲は難しいが、入らないのであれば、平行して試したらどうか。

オブザーバー

和歌山方式がそのまま通用するとは思わないが、タイワンザルの場合も日本で知見がほとんどない状態で、検討会でニホンザルの捕獲を参考に議論した結果、大型檻を採用したものである。

わなや網の捕獲も検討したが全頭捕獲が目標であるので、350から380頭という数字を達成するには大量に捕獲できる大型檻が有効である。防除計画はこれから策定するので、よい方法があれば現場で確認していきたい。

議長

県による3年計画の中で今回、外来生物法の防除計画を策定し、檻による大量捕獲を実施するもので、しっかりと成果を出しそれをこの検討会で評価し、必要があれば新しい方法、別の付け加えるべき方法等検討していく必要がある。

委員

農業者の意見の代弁になるがアカゲザルが増えている中、3年間で全頭捕獲すると言うのであれば待てるが、1年延ばして目標が達成できず頭数だけ増えるということになれば被害も増え、対応を求める声が高まってしまう。やはり期限を定めた中での最大限の努力が重要。

ということで方針案の「20年3月31日までに当面の目標とする」の当面ははずし、目的の中の「被害を最小限にとどめる」は、「被害をなくす」という強い意思表示にしていだけないか。

事務局

目的の最小限にというのはすでにある被害も含め、これ以上の被害を広げないよという意味である。

議長

文面については作業部会で再度詰め、次回の検討会で諮る。うまくいかない中でその努力については、成果が上がるように後押しをしていただきたい。

委員

先程、檻の捕獲でよいのかとの意見であったが、どれが一番いい方法か、未知の状況で複数の方式で実施するのがプラスに働くのかマイナスに働くのか、評価できない状況。

先行の和歌山方式のいい面を採り、だめだということがみえ始めた段階で変えていくのが次善の方法か。また全頭捕獲とあるが、350から380頭がいなくなればいいわけではなく、毎年、春から初夏にか

け出産する。千葉の場合、交雑群の繁殖力はわかってないが、和歌山では、年間増加率 14%と非常に高い。これは十分な餌を与えられ爆発的に増えているニホンザルの野猿公園に匹敵する値である。交雑個体の繁殖力が低いと関係者は思っていたが、モニタリングから得られた数字が 14%で、爆発的な増加力を持つことが事業後にわかってきた。捕獲を考えていく上で、もう一点大事な点は繁殖を抑えるということで、考慮される必要があるかもしれない。和歌山では、捕獲作戦に避妊を織り込ませている。メスの場合は発信機をつけ、戻ってくることを期待している。全頭捕獲という言葉は 4 文字であるが、この持つ意味合いは単純ではない。いろいろな問題を含み、時々刻々、評価して一番いい作戦を選びながらやっていかなければならない。

議長

アカゲザルが増えているのは事実かもしれないが、それがどの程度かは十分にわかっていない。だからテレメーターをつけて個体数の把握、増殖率を押さえていく必要がある。そのような蓄積をしていかなければならない。野外での避妊であるが、和歌山では捕獲してメスを避妊して、さらに群れの状況を把握しながら捕まえている。いろいろな方法を組み合わせながら、それも短期間のうちにやらなければならないのが基本方針なので、試せる方法を試し検討会でその評価をし、次のステップへ移っていく、ということになるので協力をお願いしたい。

計画期間については当面の目標として、期間についても見直すことでご理解いただいたということで次の対象地域に移る。

3 対象地域

計画の対象地域は、アカゲザル等の母群が生息する地域とする。なお、分散交雑オス個体及びアカゲザル等の分散小集団が近接地域で確認された場合には、適切な緊急対応を行う。

これについて、何か意見は？

委員

アカゲザルの母群が生息する地域を第 1 のターゲットにするのはいいと思うが、なお以下に議論の余地あり。ニホンザル、アカゲザルでは、オスは群れを離れて分散する。これらが確認された場合の対処が問題である。「近接地域で確認された場合は対処する。」この近接地域という言葉が曖昧で、房総丘陵でアカゲザル等の分散個体が確認された場合はどのように対処するのか。その時点で対処できる選択肢を残しておいた方がよいのではないか。「近接地域」が必要な対処を取るときネックにならないよう、必要に応じ対処できるという内容の方がいいのではないか。

議長

マカカ属の特性としてオスの分散、ニホンザルとの交雑が明らかで、地域を小さく限定するよりは、生物の実態に合わせた計画である以上しっかりとした範囲を決めておくべきではあるが、ニホンザルには保護管理計画があり、ニホンザルの生物多様性の保護が訴えられている。その中で房総丘陵に現れたアカゲザルを保護管理計画サイドで緊急の措置をしないということはある程度ありえないことで、その兼ね合いを計画の中で整理し、保護管理計画との連携についてしっかりと区分けをして原案を作っていたらと思う。

これはアカゲザルの計画で、分散個体も盛り込むべきだという今の意見はそのとおりである。ただ、保護管理計画との兼ね合い、実際の現場での分担という点については、県で打ち出していただければと思う。

委員

ニホンザルの計画では、アカゲザルは別の組織で検討することとなったので、アカゲザルのほうで強く打ち出した方がいい。

議長

保護管理計画を読み返したが、白浜群の取扱いは章立てされており、その取扱い部分についてこの検討会に委ねているという構造であると理解している。むしろ、ニホンザルの生息地にアカゲザル等が出たときは緊急に対処する必要があるので、保護管理計画でも対処出来るよう、調整を県にお願いしたい。アカゲザルが出たとしてこちらの計画の事業を分散し、投入するわけにもいかないと危惧している。

事務局

次回の保護管理計画検討会で、そのような提案をしたい。19年度に保護管理計画を見直すのでその中で取扱っていききたい。

委員

計画としてニホンザルの方に入れるのか、どちらの計画に入っても連携してやっていくと思うが、細かいところは、作業部会でやることと思う。先程、話があったが、ニホンザルの分布域でアカゲザルが入って交雑を起こしている可能性が高いということで、そちらでのモニタリングが非常に大事である。今までも県ではそうした情報を集められていると思うが、再度、地元の市町村、猟友会等、現場で最初に情報を得る人たちに対して、アカゲザルが分散している状況があることを説明して、極力情報収集するネットワークを作って欲しい。

事務局

いろいろな機会を捉えて情報の提供をお願いするような体制を作っていききたい。

委員

千葉の保護管理計画を読んでいないので、それぞれの計画の役割分担を作った方がいいのかと思うが、外来生物法の12条に書かれているように、外来生物法で捕獲するときには鳥獣保護法の規定は適用しない。保護管理計画でやらなければいけない部分とこちらでやらなければならない部分をきちんと整理しておかなければならない。

議長

作業部会での重要な課題ということで検討会に報告していききたいと思う。

委員

分散の問題と別に母群の動向について質問する。発見から時間を経ているが、母群が全体の流れとして拡大基調なのか、数年のうちに個体数が増えて分裂してさらに群れが増えるのか。生息地域を変えるとしたら、どうなりそうかなど、わかっていることについて教えていただきたい。発見されてから、生息域は広がっているのか。

委員

平成10年頃は、まだ50頭ということであったが、平成18年には、増加率14%ということもあり爆発的に増加しているような印象。確かに16、17年頃には千倉方面に群れが移動している。また、館山市にも相当な数が出現している。富山、富浦地区はびわの大産地であるが、近年、びわ栽培をやめて放置されている山がある。サルにこの味を覚えられることが心配される。移動は、白浜から千倉や豊英方面に広がり、最終的には愛宕山の方へ近づくと思われるので早期の対策が必要。

委員

全体が増えているのは間違いない。15年度当時、3群100頭くらいの規模であった。館山、白浜を中心に、隣の千倉町には当時は拡散していなかった。広がっていることには間違いない。

議長

生息域の現状分析に入っているが、これについてはこれまでの報告書、調査者、当時の状況の確認等により調査結果を評価し、印象ではなく少しでも科学的な知見に基づいた評価が必要と考えているので、作業部会の課題ということとしたい。

委員

対象地域の話であるがニホンザルからアカゲザルを分けた経緯を考え、アカゲザルについてはこの検討会で責任をもち実施することが必要。近隣地域だけではなく、ニホンザルの生息域等それに類する表現にした方がよい。

議長

いずれにしても千葉県全域が対象になるのかと思うが、近接と限定せず、生物種の特性にあった対象地域を設定し計画を策定していきたい。

次に4の計画の内容であるが、これは環境省の内容をそのまま引き継いでいるが、これについてのご意見を。

委員

捕獲個体の処分はできるだけ苦痛を与えない方法ということで、二酸化炭素によるものが書かれている。これは神奈川のアライグマの検討会でも問題となった。二酸化炭素というのは海外でも野生動物医学の安楽死として認められない場合が多く、それで何を使うかということで活発な議論があった。この資料はそれ以前のもので、この点については作業部会で検討すべきである。

もう一点捕獲個体について、「必要がある場合は譲り受けることが認められる」ということが神奈川の場合、アライグマの里親制度として防除計画の中で認めることになった。全て殺処分ではなくて、防除後の選択肢として、両輪があるということ、環境省も自治体も考慮していることを計画の中で明文化することが必要な作業である。

議長

アカゲザルについては二酸化炭素の処分は不適當である。2点目についてはしっかりとした検討をするということによろしいか。ほかに何か。

それでは、

5 計画策定等の手順

(1) 検討会の設置

県は、科学的知見や地域の情報に基づき、合意形成を図りながら防除を推進するため、学識経験者、自然保護・農業者団体、地元関係機関等からなる「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、後述の作業部会からの提案、パブリックコメント等を勧告して計画を策定する。また、併せて防除の実施方法等についての検討を行うとともに防除結果の検証を行う。

なお、検討会の設置及び運営に関しては別途定め、必要に応じ作業部会を設け、科学的知見の取りまとめ、防除の具体的方法等につきその提案を受けるものとする。

(2) 関係地方公共団体等との協議等

計画の円滑な実行を図るため、計画対象区域に係る市町村及び関係機関と協議し、協力を得る。

(3) 情報公開及び計画の公表等

計画策定の段階からパブリックコメントなどにより、県民各層から幅広い意見を聞くこととする。

(4) 霊長類学会や哺乳類学会への協力要請

(5) 環境大臣への計画の確認申請

(6) 環境大臣の計画の確認

(7) 計画に基づく防除の実施

(8) 防除実施計画の検証

作業部会を設置し計画案の検討、検討会での承認、パブリックコメントという手順になっている。それに併せて、地元への説明会を計画の策定と平行して行っていきたい。

これについてのご議論をお願いしたい。

委員

地元説明会をやる場合、農業の被害として最も苦情が多いのはアナグマ等。サルはどちらかといえば、比率で2割程。サルの被害実態の説明会、といっても農家からはアナグマ等の話が多く出て、サルはどちらでもいい・・・ということになってしまう恐れがある。これを承知の上、実施してもらいたい。趣旨が崩れないような、想定質問の対策をお願いしたい。

議長

アナグマのことは直接扱えないが、野生動物と人間との関係ということで説明していく。

委員

批判の説明会にならないようお願いしたい。

議長

県でも対策が検討できるのであればお願いしたい。

農家の被害はサルだけではなく、いろいろな動物の被害がある。そのような要望に十分応えなければならない。

【議題3】

事務局

千葉県特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画策定作業部会設置要領について説明

議長

何か意見は？

委員

作業部会は非公開でやるのか。

議長

作業部会の目的は、防除計画案の策定にあり公開としなくとも、その内容は検討会で承認していただき、検討会そのものが公開となっているのでご了解いただきたい。

(原案のとおり決定)

作業部会の委員は会長の指名によるということなので、学識経験者として、日本獣医生命科学大学助教授 羽山さん、野生生物保護学会理事 草刈さん、千葉県立中央博物館上席研究員 落合さん、武蔵大学教授 丸橋、事業者として野生動物保護管理事務所の白井さん、房総自然博物館の直井さん、県から自然保護課 田中室長、高梨さん、併せて8名指名。

議長

ほかになければ、これで終了とする。